七　［略］

八　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

九・十　［略］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　略

［削る］

三～六　［略］

［3・4　略］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百四十七条　公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一・二　略

［削る］

三・四　［略］

［削る］

五　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

六・七　［略］

［2～4　略］

（併給調整事由該当の届出等）

第百四十八条　［略］

［一～四　略］

2　法第八十条第二項の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一・一の二　略］

九　［同上］

十　禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

十一・十二　［同上］

2　［同上］

一・二　同上

三　前項第八号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書の写し

四～七　［同上］

［3・4　同上］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百四十七条　［同上］

一・二　同上

三　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四・五　［同上］

六　法第百四条第六項に定める場合に該当し、厚生年金保険法による年金たる保険給付（令第二十五条の十一に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付を含む。）を受けることができるとき（厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、法第百四条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号又は年金コード

七　［同上］

八　請求者が、組合員又は組合員であつた者の配偶者である場合において、同一の給付事由により国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

九　請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨

十　組合員又は組合員であつた者の死亡について、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて、その子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

十一・十二　［同上］

［2～4　同上］

（併給調整事由該当の届出等）

第百四十八条　［同上］

［一～四　同上］

2　［同上］

［一・一の二　同上］